務　第　２５５１号

平成27年12月21日

埼玉県警察本部長

警察署当直班の編成基準について（通達）

（概要）

本通達は、埼玉県警察処務規程（昭和38年警察本部訓令第12号）第42条の３ただし書に規定する基準を定めている。